

## 第28号議案

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表30の項中第34号を第36号とし、第20号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の2号を加える。

(20) 法第36条の4第1項の規定に基づく試験を受けようとする者	14,000円
(21) 法第36条の4第2項の規定に基づく登録を受けようとする者	7,100円

別表30の項に次の2号を加える。

(37) 規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(38) 規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

別表65の項第1号中「者」の次に「並びに法第5条の2第3項の規定に基づく当該免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者」を加え、同項第3号中「者」の次に「及び法第5条の2第3項の規定に基づく当該免許状に係る新教育領域の追加を受けようとする者」を加える。

### 附 則

この条例中別表65の項の改正規定は公布の日から、同表30の項の改正規定は平成20年4月1日から施行する。